

平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社日本M&Aセンター
代表者名 代表取締役社長 三宅 卓
(コード番号 2127 東証第一部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 檜木 孝麿
(TEL 03-5220-5454)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 25 回定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数を構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現を図り、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 25 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- ②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会の決議により行うことが可能となるよう必要な変更を行うものであります。

③その他規定の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うもの
あります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5～第6条 (省略)	第2章 株式 第5条～第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) <u>第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第11条 (省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (省略)	第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条 (省略)	第4章 取締役および取締役会 第17条 (現行どおり)
(員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。	(員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。	(取締役会の招集) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条～第25条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数) 第31条 当社の監査役は3名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p>	<p>第22条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) <u>第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3 会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役) <u>第 3 4 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第 3 5 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第 3 6 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第 3 7 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則) <u>第 3 8 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第 3 9 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第 4 0 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 3 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第31条 当社は監査等委員会を置く。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間) 第48条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第42条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当会社は、<u>第25回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第25回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>